第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（平成23年３月31日）	提出日現在発行数（株）（平成23年６月23日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,070,018,213	2,070,018,213	東京・大阪・名古屋各市場第一部、ロンドン	単元株式数1,000株
計	2,070,018,213	2,070,018,213	－	－

（注）「提出日現在発行数」の欄には、平成23年６月１日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。）により発行した株式の数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

①平成22年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成19年８月31日発行）は、平成22年５月31日に満期償還しております。

②平成23年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成19年８月31日発行）

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権付社債の残高(百万円)	100,000	－
新株予約権の数(個)	1,000	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	－
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)１.	111,111,111	－
新株予約権の行使時の払込金額(円／株)(注)２.	900	－
新株予約権の行使期間(注)３.	平成21年５月28日から平成23年５月24日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）まで	－
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)２.	発行価格 900 資本組入額 450	－
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	－
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。	－
代用払込みに関する事項	本新株予約権１個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。なお、各本社債の額面金額は、100百万円である。	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）１．本新株予約権の行使により当社が新たに発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を、下記２．記載の転換価額で除した数とする。ただし、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

２．（１）転換価額は、当初900円とする。

（２）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合等を除く）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行または処分株式数} \times \text{１株当たりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む）または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

３．①当社が本社債を繰上償還する場合（繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く）には、繰上償還日の東京における３営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）後、②本社債が本新株予約権付社債所持人の選択により繰上償還される場合には、償還請求通知書が本新株予約権付社債の要項に従って本社債の支払代理人の営業所に預託された時より後、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、④当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。
ただし、いかなる場合も平成23年５月24日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間（かかる期間は、30日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日以降14日以内に終了するものとする）は行使することができないものとする。
４．本社債は、満期（平成23年５月31日）で償還されたため、提出日の前月末現在において残高はありません。

旧商法に基づき発行した新株引受権（ストックオプション）は次のとおりです。

①平成12年６月29日定時株主総会決議にて発行したストックオプションは、平成22年６月29日に行使期間が満了となりました。

②平成13年６月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 （平成23年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年５月31日）
新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(千株)	220	220
新株予約権の行使時の払込金額(円／株)(注)	1,450	1,450
新株予約権の行使期間	平成13年８月１日から 平成23年６月26日まで	平成13年８月１日から 平成23年６月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)	発行価格 1,450 資本組入額 725	発行価格 1,450 資本組入額 725
新株予約権の行使の条件	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－

（注）当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券または時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成19年３月31日	－	2,070,018	－	324,625	－	118,297
平成20年３月31日	－	2,070,018	－	324,625	△118,297（注）	－
平成21年３月31日	－	2,070,018	－	324,625	－	－
平成22年３月31日	－	2,070,018	－	324,625	－	－
平成23年３月31日	－	2,070,018	－	324,625	－	－

（注）会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を全額減少し、その他資本剰余金に振り替えたものです。（平成19年７月31日）

（６）【所有者別状況】

平成23年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	122	75	1,564	630	76	160,433	162,900	-
所有株式数（単元）	0	535,662	27,034	279,855	748,210	226	462,518	2,053,505	16,513,213
所有株式数の割合（%）	0.00	26.09	1.32	13.63	36.44	0.01	22.52	100	-

（注）１．自己株式387,127株は「個人その他」に387単元及び「単元未満株式の状況」に127株を含めて記載しております。
なお、自己株式387,127株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は386,227株です。
２．「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ37単元及び634株含まれております。
３．富士電機ホールディングス株式会社及びその連結子会社が退職給付信託として信託銀行に信託している当社株式119,110単元は、「その他の法人」に記載しております。
なお、富士電機ホールディングス株式会社は、平成23年４月１日に富士電機株式会社に商号変更しております。

（７）【大株主の状況】

平成23年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
富士電機システムズ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番２号	114,623	5.54
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都中央区日本橋三丁目11番１号）	105,322	5.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番３号	98,753	4.77
富士電機ホールディングス株式会社	川崎市川崎区田辺新田１番１号	95,957	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	95,257	4.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	48,051	2.32
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目６番１号	41,389	2.00
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA （東京都中央区日本橋三丁目11番1号）	40,411	1.95
富士通株式会社従業員持株会	川崎市中原区上小田中４丁目１番１号	38,407	1.86
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	32,654	1.58
計	－	710,828	34.34

（注）１．日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。

２．富士電機システムズ株式会社及び富士電機ホールディングス株式会社の所有株式のうち、それぞれ98,775千株、2,707千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、それぞれ各社の指図により行使されることとなっております。なお、富士電機ホールディングス株式会社及びその連結子会社は、当社株式を、退職給付信託財産として所有する株式（119,112千株）を含め、合計231,872千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合11.20%）所有しております。

３．株式会社みずほコーポレート銀行の所有株式のうち、212千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権行使については、株式会社みずほコーポレート銀行の指図により行使されることとなっております。

４．平成22年６月７日付でシティグループ証券株式会社ほか２社の連名により、当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書（報告義務発生日　平成22年５月31日）が関東財務局長に提出されておりますが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
シティグループ証券株式会社	111,323	5.10
シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド	450	0.02
シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク	2	0.00
合　計	111,776	5.12

上記保有株券等の数には、新株予約権付社債券の保有に伴う保有潜在株式の数が合計で111,111千株含まれております。

なお、平成23年６月６日付でシティグループ証券株式会社より、当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書（報告義務発生日　平成23年５月31日）が関東財務局長に提出されておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
シティグループ証券株式会社	592	0.03
合　計	592	0.03

５．平成23年４月８日付で富士電機株式会社ほか４社の連名により、当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書（報告義務発生日　平成23年４月１日）が関東財務局長に提出されておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。当社は、当該変更報告書に基づき、主要株主に該当すると判断し、平成23年４月８日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
富士電機株式会社	210,581	10.17
富士オフィス＆ライフサービス株式会社	3,404	0.16
富士電機リテイルシステムズ株式会社	13,574	0.66
富士電機システムズ株式会社	－	－
富士電機デバイステクノロジー株式会社	4,235	0.20
合　計	231,795	11.20

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成23年３月31日現在

区分	株式数（株）		議決権の数（個）	内容
無議決権株式		－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）		－	－	－
議決権制限株式（その他）		－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式）普通株式	386,000	－	－
	（相互保有株式）普通株式	152,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式	2,052,967,000	2,052,967	－
単元未満株式	普通株式	16,513,213	－	－
発行済株式総数		2,070,018,213	－	－
総株主の議決権		－	2,052,967	－

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が37,000株（議決権の数37個）含まれております。

②【自己株式等】

平成23年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
富士通株式会社	東京都港区東新橋一丁目５番２号	386,000	－	386,000	0.02
北陸コンピュータ・サービス株式会社	石川県金沢市駅西本町二丁目７番21号	18,000	55,000	73,000	0.00
株式会社北海道電子計算センター	札幌市中央区南一条西十丁目２	50,000	－	50,000	0.00
中央コンピューター株式会社	大阪市北区中之島六丁目２番27号	4,000	9,000	13,000	0.00
株式会社テクノプロジェクト	島根県松江市学園南二丁目10番14号	9,000	－	9,000	0.00
株式会社東和システム	東京都千代田区神田小川町三丁目10番地	－	7,000	7,000	0.00
計	－	467,000	71,000	538,000	0.03

（注）１．上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が900株存在しております。

２．北陸コンピュータ・サービス株式会社、中央コンピューター株式会社及び株式会社東和システムの他人名義所有株式は、ＦＳＡ富士通持株会名義の株式のうち、各社が議決権行使の指図権を有する持分です。

３．株式会社北海道電子計算センターは、平成23年４月１日に株式会社ＨＤＣに商号変更しております。

（９）【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しており、旧商法に基づき、新株引受権を付与することを、平成12年６月29日及び平成13年６月26日開催の定時株主総会において決議しております。

当該制度の内容は次のとおりです。

①平成12年６月29日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプションは、平成22年６月29日に行使期間が満了となりました。

②平成13年６月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成13年６月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）　新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる）又は権利付与日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第９号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
①会社法第155条第７号に該当する取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	245,837	141,039,670
当期間における取得自己株式	11,087	5,022,498

（注）「当期間における取得自己株式」には、平成23年６月１日から本有価証券報告書提出日までの間に単元未満株式の買取請求により取得した株式の数は含まれておりません。

②会社法第155条第９号に該当する取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	12	7,392
当期間における取得自己株式	－	－

（注）「当事業年度における取得自己株式」は、平成22年４月１日を効力発生日とする当社と株式会社ＰＦＵとの株式交換に関する端数株式の処理に当社が買い手として応じたものです。

③会社法第155条第13号に該当する取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	6,084	3,747,744
当期間における取得自己株式	－	－

（注）「当事業年度における取得自己株式」は、平成22年４月１日を効力発生日とする当社と株式会社ＰＦＵとの株式交換に関する会社法第797条第１項に基づく反対株主からの買取請求によるものです。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	5,004,165	3,082,565,640	－	－
その他 （単元未満株式の売渡請求による売渡）	41,315	23,129,033	2,786	1,298,388
保有自己株式数	386,227	－	394,528	－

（注）１．当期間における「その他（単元未満株式の売渡請求による売渡）」には、平成23年６月１日から本有価証券報告書提出日までの間に処分した株式の数は含まれておりません。
２．当期間における「保有自己株式数」には、平成23年６月１日から本有価証券報告書提出日までの間に単元未満株式の買取請求により取得した株式の数及び単元未満株式の売渡請求により処分した株式の数は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等をすることができる旨を定款第40条に定めております。

当該定款の定めにより取締役会に与えられた剰余金の配当等の権限の行使に関する基本的な方針は、株主の皆様に安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、内部留保を充実することにあります。また、利益水準を勘案しつつ内部留保を十分確保できた場合には、自己株式の取得など、より積極的な株主の皆様への利益の還元を行うことを目指しております。

当年度におきましては、国内ＩＣＴ投資の需要回復遅れの影響や海外サービス事業の一部のプロジェクトにおける採算悪化はあったものの、ＬＳＩ事業の構造改革効果や、のれん償却の負担減少などにより、営業利益は前年度を上回りました。当期純利益については、平成23年３月11日に発生した東日本大震災により特別損失を計上したことや前年度にあった株式売却益の影響などにより、前年度を下回りましたが、財務体質は着実に改善しております。

期末配当につきましては、年初計画どおり１株当たり５円とし、中間配当（１株当たり５円）と合わせた年間配当は、１株当たり10円といたしました。年間10円の配当は、平成12年度以来となります。

なお、剰余金の配当につきましては、第２四半期末日、期末日を基準とした年２回の配当を基本的な方針としております。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）
平成22年10月27日 取締役会決議	10,348	5
平成23年５月23日 取締役会決議	10,348	5

４【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月
最高（円）	1,052	943	869	661	673
最低（円）	748	609	303	361	392

（注）　株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場です。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年１月	２月	３月
最高（円）	596	567	583	573	557	554
最低（円）	531	511	529	494	501	392

（注）　株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場です。

５【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
代表取締役会長	－	間塚　道義	昭和18年10月17日	昭和43年４月　富士通ファコム㈱入社 昭和46年４月　当社転社 平成13年４月　東日本営業本部長 平成13年６月　取締役（平成14年６月まで） 平成14年６月　執行役 平成15年４月　経営執行役常務 平成17年６月　取締役専務 平成18年６月　代表取締役副社長 平成20年６月　代表取締役会長 平成21年９月　代表取締役会長兼社長 平成21年10月　指名委員会、報酬委員会委員（現在に至る） 平成22年４月　代表取締役会長（現在に至る）	（注）１	34
代表取締役社長	－	山本　正巳	昭和29年1月11日	昭和51年４月　当社入社 平成16年６月　パーソナルビジネス本部副本部長 平成17年６月　経営執行役 平成19年６月　経営執行役常務 平成22年１月　執行役員副社長 平成22年４月　執行役員社長 平成22年６月　代表取締役社長（現在に至る）	（注）１	14
取締役執行役員副社長	－	石田　一雄	昭和25年９月19日	昭和49年４月　当社入社 平成15年６月　アウトソーシング事業本部長 平成16年６月　経営執行役 平成18年６月　経営執行役常務 平成20年６月　経営執行役上席常務 平成22年４月　執行役員副社長 平成22年６月　取締役執行役員副社長（現在に至る）	（注）１	7
取締役執行役員副社長	－	藤田　正美	昭和31年９月22日	昭和55年４月　当社入社 平成13年12月　秘書室長 平成18年６月　経営執行役 平成21年６月　執行役員常務 平成22年４月　執行役員副社長 平成22年６月　取締役執行役員副社長（現在に至る）	（注）１	11
取締役執行役員専務	ＣＦＯ	加藤　和彦	昭和26年11月13日	昭和51年４月　当社入社 平成８年６月　経理部長 平成13年６月　取締役（平成14年６月まで） 平成14年６月　執行役 平成18年６月　経営執行役常務 平成20年６月　経営執行役上席常務 ＣＦＯ（Chief Financial Officer）（現在に至る） 平成22年４月　執行役員専務 平成22年６月　取締役執行役員専務（現在に至る）	（注）１	21
取締役執行役員専務	ＣＳＯ	肥塚　雅博	昭和26年12月14日	昭和49年４月　通商産業省（現　経済産業省）入省 平成13年７月　大臣官房審議官（政策総合調整担当） 平成14年７月　資源エネルギー庁次長 平成15年７月　内閣審議官 平成17年９月　産業技術環境局長 平成18年７月　商務情報政策局長 平成19年７月　特許庁長官 平成20年９月　三井住友海上火災保険㈱顧問 平成21年８月　当社顧問 平成22年４月　当社執行役員専務 ＣＳＯ（Chief Strategy Officer）（現在に至る） 平成22年６月　取締役執行役員専務（現在に至る）	（注）１	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
取締役	―	大浦　溥	昭和９年２月14日	昭和31年４月　当社入社 昭和53年７月　総合企画室長 昭和60年６月　取締役 昭和63年６月　常務取締役（平成元年６月まで） 平成元年６月　㈱アドバンテスト代表取締役社長 平成13年６月　㈱アドバンテスト代表取締役会長 平成15年６月　当社取締役（現在に至る） 平成17年６月　㈱アドバンテスト取締役相談役 平成19年６月　㈱アドバンテスト相談役 平成21年10月　当社指名委員会、報酬委員会委員長（現在に至る） 平成22年６月　㈱アドバンテスト名誉顧問（現在に至る）	（注）１	36
取締役	―	伊藤　晴夫	昭和18年11月９日	昭和43年４月　富士電機製造㈱（現　富士電機㈱）入社 平成10年６月　富士電機㈱（現　富士電機㈱）取締役 平成15年10月　富士電機システムズ㈱（現　富士電機㈱）代表取締役社長 平成18年６月　富士電機ホールディングス㈱（現　富士電機㈱）代表取締役取締役社長 平成19年６月　当社取締役（現在に至る） 平成22年４月　富士電機ホールディングス㈱（現　富士電機㈱）取締役相談役 平成22年６月　富士電機ホールディングス㈱（現　富士電機㈱）相談役（現在に至る）	（注）１	19
取締役	―	石倉　洋子 （栗田　洋子）	昭和24年３月19日	昭和60年７月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク日本支社マネージャー 平成４年４月　青山学院大学国際政治経済学部教授 平成12年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成16年４月　郵政公社社外理事 平成17年10月　日本学術会議副会長 平成22年６月　当社取締役（現在に至る） 平成23年４月　慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授（現在に至る）	（注）１	1
取締役	―	國分　良成	昭和28年11月１日	昭和56年４月　慶應義塾大学法学部専任講師 昭和60年４月　慶應義塾大学法学部助教授 平成４年４月　慶應義塾大学法学部教授（現在に至る） 平成11年10月　慶應義塾大学地域研究センター（現東アジア研究所）所長（平成19年９月まで） 平成17年10月　財団法人アジア政経学会理事長（平成19年９月まで） 平成18年10月　財団法人日本国際政治学会理事長（平成20年９月まで） 平成19年10月　慶應義塾大学法学部長（現在に至る） 平成19年10月　慶應義塾大学大学院法学研究科委員長（現在に至る） 平成22年６月　当社取締役（現在に至る） 平成22年８月　当社指名委員会、報酬委員会委員（現在に至る）	（注）１	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）
取締役	－	沖本　隆史	昭和25年11月14日	昭和48年４月 ㈱第一勧業銀行（現　㈱みずほコーポレート銀行及び㈱みずほ銀行）入行 平成13年６月 ㈱第一勧業銀行（現　㈱みずほコーポレート銀行及び㈱みずほ銀行）執行役員 平成14年４月 ㈱みずほコーポレート銀行執行役員 平成14年10月 ㈱みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成17年４月 ㈱みずほコーポレート銀行取締役副頭取（代表取締役） 平成19年６月 ㈱オリエントコーポレーション代表取締役会長兼会長執行役員(現在に至る) 平成23年６月 当社取締役（現在に至る）	(注) 1	－
常勤監査役	－	小倉　正道	昭和21年６月30日	昭和44年４月 当社入社 平成12年４月 電子デバイス事業本部副本部長 平成12年６月 取締役 平成14年６月 常務執行役 平成15年４月 経営執行役専務 平成15年６月 取締役専務 平成18年６月 代表取締役副社長 平成20年６月 常勤監査役（現在に至る）	(注) 2	18
常勤監査役	－	梅村　　良	昭和22年12月25日	昭和45年４月 当社入社 平成17年６月 ＳＩアシュアランス本部長 平成20年６月 経営執行役 平成21年６月 常勤監査役（現在に至る）	(注) 3	7
常勤監査役	－	天野　吉和	昭和24年３月11日	昭和47年４月 トヨタ自動車工業㈱（現　トヨタ自動車㈱）入社 平成14年６月 トヨタ自動車㈱取締役 平成15年６月 トヨタ自動車㈱常務役員 平成19年６月 トヨタ自動車㈱常勤監査役 平成23年６月 当社常勤監査役（現在に至る）	(注) 4	－
監査役	－	山室　　惠	昭和23年３月８日	昭和49年４月 東京地方裁判所判事補 昭和59年４月 東京地方裁判所判事 昭和63年４月 司法研修所教官 平成９年４月 東京高等裁判所判事 平成16年７月 弁護士登録 平成16年７月 弁護士法人キャスト（現　弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所）参画（現在に至る） 平成16年10月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 平成17年６月 当社監査役（現在に至る） 平成22年10月 日本大学大学院法務研究科教授（現在に至る）	(注) 2	－
監査役	－	三谷　　紘	昭和20年２月７日	昭和44年４月 東京地方検察庁検事 平成９年６月 東京法務局長 平成13年５月 横浜地方検察庁検事正 平成14年７月 公正取引委員会委員 平成19年８月 弁護士登録 平成19年９月 ＴＭＩ総合法律事務所顧問（現在に至る） 平成21年６月 当社監査役（現在に至る）	(注) 3	3
				計		184

(注) 1．取締役の任期は、平成23年６月23日開催の定時株主総会から１年です。
2．監査役　小倉正道、山室惠の両氏の任期は、平成20年６月23日開催の定時株主総会から４年です。
3．監査役　梅村良氏は加藤晃氏、三谷紘氏は稲葉善治氏の補欠として選任されたことから、両氏の任期は、平成21年６月22日開催の定時株主総会から３年です。
4．監査役　天野吉和氏の任期は、平成23年６月23日開催の定時株主総会から４年です。
5．取締役　伊藤晴夫、石倉洋子、國分良成及び沖本隆史の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
6．監査役　天野吉和、山室惠及び三谷紘の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

〔１〕コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

富士通グループは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範からなる「FUJITSU Way」を定め、「FUJITSU Way」の共有と実践により、富士通グループの持続的な成長と発展を通じた企業価値の持続的な向上を目指しております。

富士通グループの企業価値の持続的向上を実現するためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、当社の取締役会において「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定め、継続的に施策を実施しております。

また、当社では、経営の監督機能と執行機能の分離によって意思決定の迅速化を図るとともに、経営責任を明確にすることに努めております。監督と執行の２つの機能間での緊張感を高めるとともに、社外役員を積極的に任用することにより、経営の透明性、効率性を一層向上させてまいります。

グループ会社につきましては、富士通グループとしての全体最適を追求するため、グループ全体の価値創出プロセスにおけるそれぞれの役割・位置付けを明確にし、富士通グループの企業価値の持続的向上を目指したグループ運営を行ってまいります。

〔２〕コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

（Ⅰ）会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

（ⅰ）企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

＜企業統治の体制の概要＞

当社は、経営の監督機関として取締役会を設置しております。取締役会は、執行機関である代表取締役社長及び経営会議の経営監督を行います。また、取締役会は、社外取締役を積極的に任用することにより、監督機能を強化しております。執行機関のうち経営会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに、経営執行に関する重要事項を決定いたします。なお、経営会議に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告され、そのうち重要な事項については、取締役会にて決定いたします。経営会議は、原則として月３回開催いたしますが、必要がある場合には随時開催いたします。

また、当社は、監査機能として監査役（会）を設置しております。監査役は、取締役会及び経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会及び執行機能の監査を行います。監査役による監査を支える監査役室には、監査の独立性と実効性を確保するため、監査役との事前協議を経て、監査役の求める適切な人材を、原則として専任で配置しております。

なお、本有価証券報告書提出日現在において、取締役会は、社内取締役７名、社外取締役４名の合計11名で、監査役会は社内監査役２名、社外監査役３名の合計５名で構成されております。また、取締役の経営責任をより明確化するため、平成18年６月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を２年から１年に短縮いたしました。

さらに、当社は、取締役の選任プロセス及び役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性並びに役員報酬体系・水準の妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会、報酬委員会を設置しております。指名委員会は、当社の置かれた環境と今後の変化をふまえ、経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れ、人格面において秀でた者を、取締役候補者（原案）として答申することとしております。また、報酬委員会は、優秀な人材を確保すること及び業績向上に対する有効なインセンティブとして機能させることを念頭に、事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を勘案し、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申することとしております。

＜当該企業統治の体制を採用する理由＞

当社が現在の体制を採用しているのは、株主総会で選任された取締役が経営の重要事項の決定に関与することによって経営責任を明確にし、また、①取締役による相互監視と、②監査役による監査の二つによって、経営の「健全性」と「効率性」を共に堅持するためです。委員会等設置会社が制度化された当時、当社では従来から監査役による監査が十分機能してきたものと考え、これまで監査役設置会社制度を継続してまいりました。

現在も、経営から独立した監査役の客観的な監査が有効に機能していること、社外取締役を積極的に任用していること、ならびに指名委員会、報酬委員会及び内部監査組織を設置していることにより、経営の「健全性」を確保していると考えております。

また、一層の「効率性」を目指して、執行役員制度を採用し、経営会議を設置することにより、監督と執行の分離を行い、迅速な意思決定及び業務執行の遂行を実現していると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。（本有価証券報告書提出日現在）

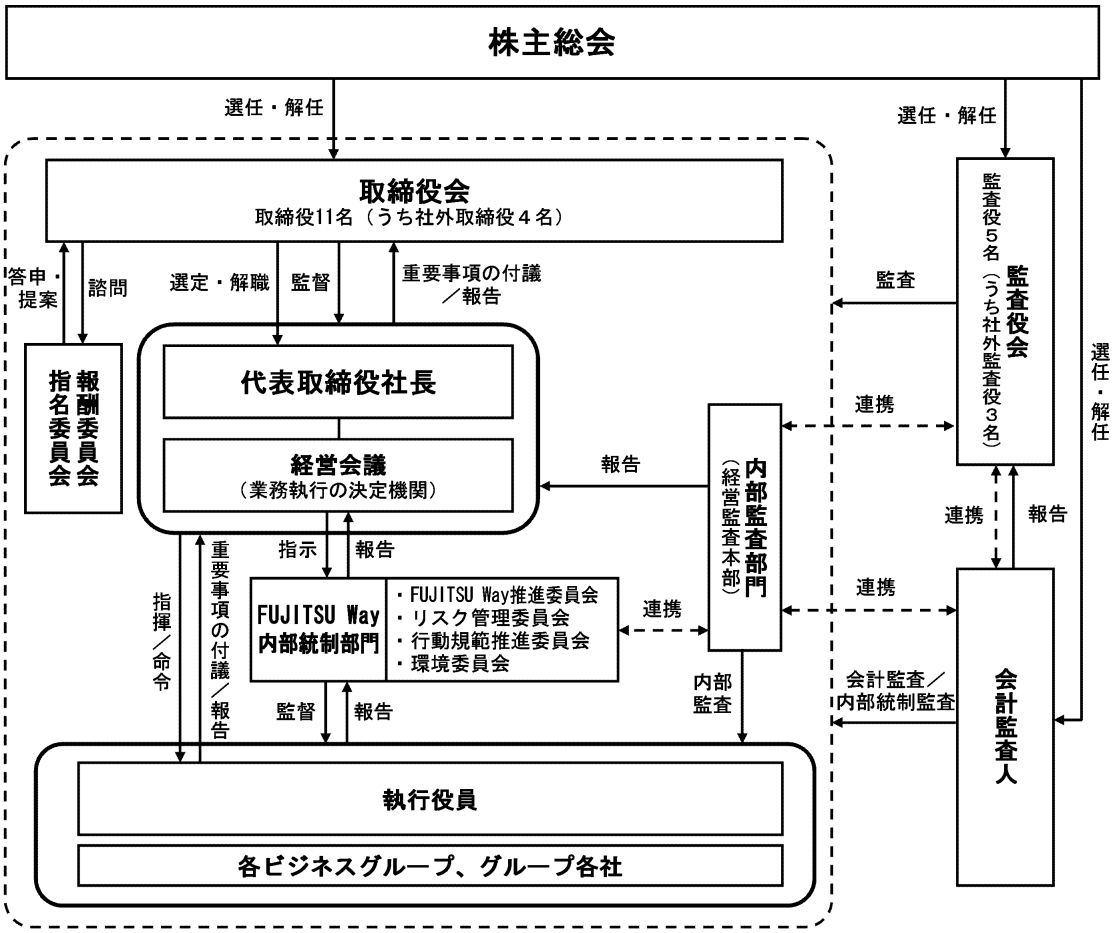

(ⅱ)責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(ⅲ)取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

(ⅳ)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(ⅴ)剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、配当支払いの早期化や配当政策の機動性を確保することを目的とするものです。

(ⅵ)取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、法令の限度においてこれを免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的とするものです。

(ⅶ)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、当該定足数を満たすことをより確実にすることを目的とするものです。

(viii)内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、取締役会において、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項各号及び第３項各号に定める体制（内部統制体制）の整備に関する基本方針を以下のとおり決議いたしました(平成18年５月25日決議、平成20年４月28日改定(*1))。

１．目的

富士通グループは、「常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供すること」を企業理念とすることを、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」において宣言しております。

この「FUJITSU Way」の実践を通じて、グループとしてのベクトルを合わせることにより、更なる企業価値の向上と社会への貢献を目指しております。

また、富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

２．当社および富士通グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は、経営会議等の執行機能の監督および重要事項の意思決定を行う。執行機関のうち、経営会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに経営執行に関する重要事項について決定する。経営会議に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告し、そのうち重要な事項については取締役会において決定する。

②当社は経営の監督機能を強化するため、社外取締役・社外監査役を積極的に任用する。

③取締役会は、職務執行に係わる取締役、執行役員(*2)、常務理事（以下「経営者」という。）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。

④経営者は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。

⑤経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。

⑥経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。

⑦取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

(2) 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

②経営者は、継続的な教育の実施等により、社員に対し「FUJITSU Way」の遵守を徹底させるとともに、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

③経営者は、富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

④経営者および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査役会に通知する。

⑤経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。

⑥取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営者は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスク管理体制を整備する。

②経営者は、富士通グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。

③経営者は、上記②で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク管理委員会等を設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

④経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規定に基づき、保管責任者を定めたうえで適切に保存・管理を行う。

・株主総会議事録およびその関連資料
・取締役会議事録およびその関連資料
・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書

②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(5) 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社は、グループ各社の経営者に対し、富士通グループの企業価値の持続的向上を目的に、「FUJITSU Way」を基本として、上記の(1)から(4)に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援を行う。

②当社は、上記①を具体化するため、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を規定した「富士通グループ運営指針」をはじめとするグループ運営に関する共通ルール等を制定する。

③当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。
また、富士通グループの監査役は富士通グループ監査役連絡会等を通じて、監査の視点からの富士通グループにおける課題の確認等を行う。

④当社およびグループ各社の経営者は、上記③によって抽出された経営目標達成に向けた課題の解決のために必要な施策について、十分な協議を行ったうえでこれを実施するものとし、必要に応じ、別途定める当社への報告または承認の手続きを得るものとする。

⑤当社の内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に当社および当該グループ会社の取締役会および監査役に報告する。
グループ会社に関する事項のうち重要な事項については、当社の取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役の監査の適正性を確保するための体制

＜独立性の確保に関する事項＞

①当社は監査役の職務を補助すべき社員の組織として監査役室を置き、その社員は監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。

②経営者は、監査役室の社員の独立性を確保するため、その社員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役と事前協議のうえ決定する。

③経営者は、監査役室の社員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②による独立性の確保に配慮する。

＜報告体制に関する事項＞

①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。

②当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。

③当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。

＜実効性の確保に関する事項＞

①当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。

②内部監査組織は、定期的に監査役に監査結果を報告する。

③監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明および報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施する。

*1　当社グループでは、Mission(目標)、Values(指針)、Code of Conduct(行動指針)を定めた「The FUJITSU Way」を企業及び社員の行動の原理原則として位置付けておりましたが、より永続的・普遍的で、かつ簡潔なメッセージ性の高い表現にすることで、全グループ会社への適用と確実な浸透を図るため、平成20年４月１日より企業理念、企業指針、行動指針、行動規範からなる「FUJITSU Way」に改定いたしました。

*2　当社は、平成21年６月22日付で経営執行役の呼称を執行役員に変更いたしました。

(ix)監査役監査、内部監査及び会計監査並びに内部統制部門の状況

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、取締役会及び経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会及び執行機能の監査を行います。本有価証券報告書提出日現在、当社の監査役は以下のとおりです。

常勤監査役　小倉　正道
常勤監査役　梅村　良
常勤監査役　天野　吉和
監査役　　山室　惠
監査役　　三谷　紘

なお、当社監査役のうち、常勤監査役小倉正道氏は、当社における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役三谷紘氏は、検事、公正取引委員会の委員等を歴任されており、経済事案を多く取り扱った経験を有しておられるため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、内部監査組織としては経営監査本部（人員数：64名）を設置しております。経営監査本部は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画、監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会及び会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。

経営監査本部は、公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、公認不正検査士(CFE)などの資格を有する者など、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員を相当数配置しております。

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。また、必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。なお、当社の会計監査業務を実施した新日本有限責任監査法人所属の公認会計士は古川康信、持永勇一、唐木秀明、紙谷孝雄の４名です。また、監査補助者として新日本有限責任監査法人所属の公認会計士37名、会計士補等21名、その他31名が監査業務に従事しております。

富士通グループにおいては、「FUJITSU Way」や財務報告に係る内部統制を推進する組織であるFUJITSU Way推進委員会が中心となって、富士通グループの内部統制の整備及び評価を推進しております。FUJITSU Way推進委員会は、会計監査人及び監査役による内部統制の監査に際し、定例会などを実施し、必要な情報の提供や説明を行っております。また、経営監査本部が実施する内部監査に際しても、必要な情報の提供や説明を行っております。

(ｘ)社外役員に関する事項

１．社外取締役及び社外監査役との利害関係

当社の社外取締役及び社外監査役は次のとおりです。なお、当社は、当社が運営を主導した「第２回　日台ＩＴビジネスダイアログ」において、國分良成氏に講演を依頼し、その講演料は平成22年度において20万円です。また、社外取締役及び社外監査役それぞれが所有する当社株式数については、「第４　提出会社の状況　５．役員の状況」に記載しております。

社外取締役（４名）：伊藤晴夫氏、石倉洋子氏、國分良成氏、沖本隆史氏
社外監査役（３名）：山室惠氏、三谷紘氏、天野吉和氏

２．社外取締役及び社外監査役が取締役または監査役に就任する会社との利害関係

当社は、取締役沖本隆史氏が代表取締役会長兼会長執行役員を務める株式会社オリエントコーポレーションの株式を1.55％保有しております。同社と当社の間には営業取引関係がありますが、その取引金額は平成22年度において約29億円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。なお、沖本隆史氏は、平成23年６月29日開催予定の株式会社オリエントコーポレーションの株主総会をもって、同社の代表取締役会長兼会長執行役員を退任される予定です。

３．社外取締役及び社外監査役の役割及び機能並びに選任状況に対する考え方

当社では、経営の透明性、効率性を一層向上させるため、社外役員を積極的に任用しております。

なお、各社外取締役及び社外監査役の役割及び機能並びに選任状況に対する考え方は以下のとおりです。

＜社外取締役＞

・伊藤　晴夫氏

伊藤晴夫氏は、長年にわたる企業経営の実績と当社事業内容について深い見識を有しているため、当社の企業統治において、その実績と見識を活かした社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、伊藤晴夫氏は、当社の主要株主である富士電機株式会社（平成23年４月１日に富士電機ホールディングス株式会社より商号変更）の相談役であり、また、当社は同社の株式を9.96％保有しております。当社と同社の間には営業取引関係がありますが、その取引金額は平成22年度において約89百万円であることから、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

・石倉　洋子氏

石倉洋子氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、グローバルな視点での経営戦略及び競争におけるイノベーション戦略の見識を有しているため、当社の企業統治において、グローバルな視点及びイノベーション戦略の見識を踏まえた社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、石倉洋子氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、当社は、同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

・國分　良成氏

國分良成氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、東アジアを中心としてグローバルな視点から政治・経済に深い見識を有しているため、当社の企業統治において、グローバルな視点及び政治・経済への深い見識を踏まえた社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、國分良成氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、当社は、同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

・沖本 隆史氏

沖本隆史氏は、長年にわたる企業経営の実績を有しているため、当社の企業統治において、その実績を活かした社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、本有価証券報告書提出日現在、沖本隆史氏は、株式会社オリエントコーポレーションの代表取締役会長兼会長執行役員であり、また、当社は同社の株式を1.55％保有しております。当社と同社の間には営業取引関係がありますが、その取引金額は平成22年度において約29億円であることから、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

＜社外監査役＞

・山室　惠氏

山室惠氏は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、山室惠氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、独立性を有していると考え、社外監査役として選任しております。

・三谷　紘氏

三谷紘氏は、検事、公正取引委員会の委員等を歴任され、法律のみならず、経済・社会等、企業経営を取り巻く事象に深い見識を有しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、三谷紘氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、独立性を有していると考え、社外監査役として選任しております。

・天野 吉和氏

天野吉和氏は、長年にわたるグローバル企業での経営の実績と経営監督の実績を有しているため、当社の企業統治において、その実績を活かし、グローバルな視点で社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、天野吉和氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がない(*)ことから、独立性を有していると考え、社外監査役として選任しております。

(*)天野吉和氏が平成23年６月17日まで常勤監査役を務めたトヨタ自動車株式会社と当社は、営業取引関係がありますが、その取引金額は平成22年度において約75億円であることから、当社の売上規模に鑑みると、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。また、当社は同社の株式を0.04％保有しております。

４．社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役及び社外監査役をサポートする体制として、秘書室内に社外取締役及び社外監査役担当者を設置しております。また、法務本部（取締役会事務局）及び監査役室（監査役会事務局）においても社外取締役及び社外監査役のサポートを担当しております。担当内容としては、社外取締役又は社外監査役の求めにより、監督又は監査に必要な社内又はグループ全体の情報の提供及び説明を実施しております。なお、情報の内容によっては、サポート担当部門だけではなく、しかるべき部署の担当者が説明しております。また、取締役会の議案内容等の資料を取締役会メンバー（取締役及び監査役）全員が共有し、開催前に内容をより深く把握することを目的とし、取締役会参加メンバーが資料等を閲覧することができる専用のホームページを開設しております。

以上により、社外取締役又は社外監査役が内部監査、監査役監査及び会計監査と相互連携し、富士通グループ全体の業務執行状況の監督又は監査を行うことができるよう間接的にサポートしております。

なお、取締役 大浦 溥氏（株式会社アドバンテスト名誉顧問）は、元当社常務取締役であるため会社法上の社外取締役には該当いたしませんが、当社の常務取締役を退任後、当社の取締役に再度就任するまでに14年が経過しており、当社は、長年にわたる企業経営の実績及び当社事業内容に深い見識を有する同氏を、社外取締役と同等の視点から当社の経営にご意見をいただくことができると考え招聘し、業務執行の監督機能をより充実させております。

(xi)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの実施状況

＜基本的な考え方＞

当社グループでは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範を定めた「FUJITSU Way」を、社員の行動の原理原則として位置付けております。

この「FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制と仕組みを構築することにより、事業活動の執行における健全性と効率性を追求しております。

＜実施状況＞

当社は会社法施行に伴い、前述〔２〕（Ⅰ)(ⅷ)のとおり取締役会決議により、内部統制体制の整備に関する基本方針を定めました。本件につきましては、執行担当部門を定め、責任を持って内部統制体制を構築しております。また、諸規定及び業務の見直しを通じ、より健全な業務執行体制の整備及び運用に向けて継続的に取り組んでまいります。

また、「FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制として、経営会議直属の委員会である「FUJITSU Way推進委員会」が中心となって内部統制の整備及び評価を推進しております。そのほか、経営会議直属の委員会として、「リスク管理委員会」、「行動規範推進委員会」及び「環境委員会」の３つの委員会を設置し、事業活動の執行における健全性と効率性を追求しております。各委員会の機能は以下のとおりです。

・FUJITSU Way推進委員会

「FUJITSU Way」の浸透、定着を図るとともに、金融商品取引法に対応した財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システム構築に向けた全社活動である「プロジェクトＥＡＧＬＥ」を推進することにより、当社グループの内部統制の整備及び評価を推進しております。このプロジェクトは専任の推進体制を整え、当社グループ全体で展開しており、財務報告上の不備の改善はもとより、グループ全体の業務プロセス改革による業務の効率性も追求しております。

・リスク管理委員会

事業活動に伴うリスクに対し、リスク管理規程及びリスク管理ガイドラインを定め、当社及びグループ会社にリスク管理推進責任者を配置し、相互に連携を図りながら、潜在リスクの予防、軽減と顕在化したリスクへの対応の両側面から、当社グループ全体のリスクマネジメント体制とプロセスを構築し、その実践と継続的改善を行っております。重要な事項は、経営会議や取締役会に報告し、対応を協議するとともに、周知徹底を行っております。また、大規模災害等の不測の事態の発生時にも、重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様が必要とする高性能、高品質の製品やサービスの安定的な供給を実現するために事業継続マネジメント(ＢＣＭ)を推進しております。

・行動規範推進委員会

社会規範及び社内ルールの浸透の徹底、規範遵守の企業風土の醸成とそのための社内体制／仕組みの構築を推進しております。社員からの内部通報、相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動規範の徹底に努めております。

・環境委員会

「富士通グループ環境方針」、「富士通グループ環境行動計画」に基づき、当社グループ全体での環境活動の推進、強化を図っております。

なお、「プロジェクトＥＡＧＬＥ」により財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システムの整備に努めました結果、新日本有限責任監査法人より当事業年度における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であるとの監査意見を得ております。

〔３〕役員報酬の内容

(1)当社の役員に対する報酬等の総額及び種類別の額

（単位：百万円）

役員区分		人数（人）	報酬等の種類					報酬等の総額
			基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	その他	
取締役（社外取締役を除く）		11	335	－	101	－	－	437
監査役（社外監査役を除く）		2	64	－	23	－	－	88
社外役員		8	57	－	－	－	－	57
	社外取締役	5	28	－	－	－	－	28
	社外監査役	3	28	－	－	－	－	28

（注１）上記には、平成22年度に退任した役員を含んでおります。

（注２）平成18年６月23日開催の第106回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含む）の報酬額は年額６億円以内、監査役（社外監査役を含む）の報酬額は年額１億円以内と決議いただいております。当社は、この報酬額の中で、上記の表の基本報酬を支給しております。なお、平成23年度以降の監査役（社外監査役を含む）の報酬額については平成23年６月23日開催の第111回定時株主総会において年額１億５千万円以内と決議いただいております。

（注３）上記賞与の額は、平成23年６月23日開催の第111回定時株主総会における決議に基づいて支給される役員賞与です。

(2)連結報酬等の総額及び種類別の額

（単位：百万円）

氏名（役員区分）	会社区分	連結報酬等の種類別の額					連結報酬等の総額
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	その他	
間塚　道義（代表取締役会長）	提出会社	92	－	25	－	－	118
	連結子会社	－	－	－	－	－	－
	合計	92	－	25	－	－	118

（注）連結報酬等の総額が１億円以上の役員に限定して開示しております。なお、上記賞与の額は平成23年６月23日開催の第111回定時株主総会における決議に基づいて支給される役員賞与です。

(3)使用人兼務役員の重要な使用人給与

該当事項はありません。

(4)役員報酬の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、平成21年10月28日の取締役会決議により報酬委員会を設置いたしました。報酬委員会は、優秀な人材を確保すること及び業績向上に対する有効なインセンティブとして機能させることを念頭に、事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を勘案し、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申することとしております。同委員会の答申に基づき、平成23年４月28日開催の取締役会において、以下のとおり役員報酬支給方針を改定いたしました。なお、本役員報酬支給方針は、平成23年度の役員報酬から適用するものといたします。

役員報酬支給方針

グローバルＩＣＴ企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、役職および職責に応じ、月額で定額を支給する「基本報酬」と、株主価値との連動を重視した、長期インセンティブとしての「株式取得型報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」から構成する体系とする。

＜基本報酬＞

「基本報酬」は、すべての取締役および監査役に対して、経営監督を担う職責、および業務執行を担う職責に対する対価として、役職および職責に応じて支給する。

＜株式取得型報酬＞

・「株式取得型報酬」は、業務執行を担う職責のある取締役を支給対象とし、長期インセンティブとして、中長期的取り組みを定性評価し、支給額を決定する。

・「株式取得型報酬」は、自社株式取得のための報酬を支給し、自社株式は役員持株会を通じて取得する。なお、取得株式については在任期間中は保有するものとする。

＜賞与＞

・「賞与」は、業務執行を担う職責のある取締役を支給対象とし、短期インセンティブとして、１事業年度の業績を反映し、支給額を決定する。

・「賞与」の具体的な算出方法として、連結営業利益および連結純利益を指標とした「プロフィットシェアリング型」を導入する。ただし、単独決算において当期純利益がマイナスの場合は支給しない。

なお、「基本報酬」、「株式取得型報酬」、「賞与」の合計額は、株主総会の決議により、取締役は年額６億円以内、監査役は年額１億５千万円以内とする。

（ご参考）役員報酬項目と支給対象について

対象	基本報酬		株式取得型報酬	賞与
	経営監督分	業務執行分		
取締役	○	―	―	―
業務執行取締役	○	○	○	○
監査役	○		―	―

〔4〕株式保有状況

(1)投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	456（銘柄）
貸借対照表計上額の合計額	85,724（百万円）

(2)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （数）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
富士電機ホールディングス㈱	74,333,064	18,954	同社の通信機部門を分離して当社（当時富士通信機製造㈱）が設立された経緯より、以後、協力関係を維持・強化することを目的として政策的に保有しております。
トヨタ自動車㈱	1,412,131	5,288	当社は、トヨタ自動車㈱との取引関係の維持・強化を目的として、トヨタ自動車㈱株式を政策的に保有しております。
㈱協和エクシオ	3,594,535	2,774	当社は、㈱協和エクシオとの取引関係の維持・強化を目的として、㈱協和エクシオ株式を政策的に保有しております。
横浜ゴム㈱	6,189,864	2,723	当社は、古河グループである横浜ゴム㈱との取引関係の維持・強化を目的として、横浜ゴム㈱株式を政策的に保有しております。
日本電信電話㈱	612,000	2,411	当社は、日本電信電話㈱との取引関係の維持・強化を目的として、日本電信電話㈱株式を政策的に保有しております。
オリンパス㈱	776,737	2,330	当社は、オリンパス㈱との取引関係の維持・強化を目的として、オリンパス㈱株式を政策的に保有しております。
コムシスホールディングス㈱	2,413,849	2,184	当社は、コムシスホールディングス㈱との取引関係の維持・強化を目的として、コムシスホールディングス㈱株式を政策的に保有しております。
日本光電工業㈱	1,063,779	1,829	当社は、日本光電工業㈱との取引関係の維持・強化を目的として、日本光電工業㈱株式を政策的に保有しております。
イオン㈱	1,667,800	1,769	当社は、イオン㈱との取引関係の維持・強化を目的として、イオン㈱株式を政策的に保有しております。
古河機械金属㈱	9,617,491	1,096	当社は、古河グループである古河機械金属㈱との取引関係の維持・強化を目的として、古河機械金属㈱株式を政策的に保有しております。

（当事業年度）
特定投資株式

銘柄	株式数 （数）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
富士電機ホールディングス㈱ （注２）	74,333,064	19,549	同社の通信機部門を分離して当社が設立された経緯より、協力関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
トヨタ自動車㈱	1,412,131	4,730	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
㈱協和エクシオ	3,594,535	2,994	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
横浜ゴム㈱	6,189,864	2,494	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
日本電信電話㈱	612,000	2,285	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
日本光電工業㈱	1,063,779	1,926	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
都築電気㈱	2,402,235	1,813	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
オリンパス㈱	776,737	1,797	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
コムシスホールディングス㈱	1,678,049	1,411	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
㈱さくらケーシーエス	1,550,000	921	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
古河機械金属㈱	9,617,491	827	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
第一生命保険㈱	6,538	820	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
㈱みずほフィナンシャルグループ	5,862,000	808	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
伊藤忠テクノソリューションズ㈱	285,200	768	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
㈱シーイーシー	1,680,000	727	三岩グループ（ミツイワ㈱、㈱シーイーシー）との取引関係の維持・強化を目的として、政策的に保有しております。
㈱オリエントコーポレーション	7,782,280	684	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
ＫＤＤＩ㈱	1,328	683	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
㈱ほくほくフィナンシャルグループ	3,700,003	599	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
日本通運㈱	1,674,200	534	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
イオン㈱	530,800	511	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
ジェイエフイーホールディングス㈱	203,488	495	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
ヤマトホールディングス㈱	383,460	494	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。
豊田通商㈱	338,169	463	取引関係の発展・円滑化を目的として政策的に保有しております。
パナソニック電工㈱	406,000	373	取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております（注３）。

みなし保有株式

銘柄	株式数 （数）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
㈱アドバンテスト	20,142,600	30,173	議決権行使の指図権
㈱オービック	216,000	3,408	議決権行使の指図権
ＫＤＤＩ㈱	4,840	2,492	議決権行使の指図権
古河電気工業㈱	6,478,000	2,176	議決権行使の指図権
日本ゼオン㈱	1,823,000	1,398	議決権行使の指図権
㈱アルファシステムズ	663,240	878	議決権行使の指図権

（注１）貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

（注２）富士電機ホールディングス株式会社は、平成23年４月１日付で富士電機株式会社に商号を変更いたしました。

（注３）パナソニック電工株式会社は、平成23年４月１日付で実施したパナソニック株式会社との株式交換により、同社の完全子会社となりました。それに伴い、パナソニック電工株式会社の株式は平成23年３月29日付で上場を廃止し、当社は、保有するパナソニック電工株式会社の株式406,000株に対し、パナソニック株式会社の株式375,550株の割当交付を平成23年４月１日付で受けております。なお、パナソニック株式会社の株式375,550株の平成23年５月末時点での貸借対照表計上額は、358百万円です。

(3) 純投資目的で保有する株式の状況

純投資目的で保有する株式はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	538	－	574	0
連結子会社	714	52	750	48
計	1,252	52	1,324	49

（注１）当社は会社法に基づく監査の報酬の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬額には、会社法に基づく監査の報酬の額を含みます。

（注２）当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等以外の監査法人の監査を受けております。

②【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

上記①で記載する報酬のほか、当社及び当社の連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークである監査法人に対して支払った、又は支払うべき報酬の内容のうち、重要なものはありません。

当連結会計年度

上記①で記載する報酬のほか、当社及び当社の連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークである監査法人に対して支払った、又は支払うべき報酬の内容のうち、重要なものはありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当する事項はありません。

当連結会計年度

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、海外での税務手続に伴う書類作成業務について対価を支払っております。

④【監査報酬の決定方針】

当社は、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりません。

なお、監査報酬につきましては、監査内容及び日数などにより適切な報酬額を検討し、会社法の定めに従い監査役会の同意を得たうえで取締役が決定しております。